

少年法の必要性について

井上芽依

- 1 はじめに
- 2 少年法への意見
- 3 少年非行及び少年法についての理解と実態
- 4 元少年の事例
- 5 実際の少年院での取り組み
- 6 おわりに

1 はじめに

今日、テレビのニュースや新聞、SNS での情報サイト等では、世間を震撼させるような少年事件が挙げられている。この現状について、インターネット上では「少年法は非行少年を甘やかしている」「少年であるという理由で凶悪事件等においても成人と同等の罰を受けないことはいかかなものか」といった否定的な意見も多い。実際に北九州女子高生コンクリート詰め殺人事件では、事件当時17歳の不良少年グループが女子高生を40日間監禁し、暴行や強姦を行った。この事件のあまりの残虐さに、「少年法を改正し、死刑にするべきだ」「こんな悪意を持った殺害方法が少年法で守られるべきではない」等の意見がインターネット上に溢れている。

一方で、少年法第1条で法の目的として「少年の健全な育成」が掲げられており、「未来ある少年に対して更生支援を行い、社会に復帰出来るよう手助けを行うべきだ」といった肯定的な意見もうかがえる。私は、この両極端に分かれた少年法の必要性に対する意見を踏まえ、本当に少年法は必要なのだろうか、そして、なぜ少年法が必要とされてきたのか、という点について疑問を持った。

本稿では、少年法の実態や実際の少年法に対する意見、また実際のデータ等を検討しながら、少年法の必要性について詳しく探ってみることにしたい。

2 少年法への意見

前章において指摘した、少年法の必要性についての肯定的な意見と否定的な意見について、インターネット上に挙げられたものを取り上げ、より詳しく検討していきたいと思う。

少年法についての否定的な意見として、「未成年であっても法律を犯した以上、成人と同等の罰を受けるべきである」「少年であっても犯罪者なのだから少年院に行っても意味がない」といった意見が多く見られた。

前章で取り上げた女子高生コンクリート事件や、当時14歳の酒鬼薔薇聖斗と名乗る少年が起こした神戸連続児童殺傷事件などの凶悪事件を受け、世間で大きく取り上げられるような重大事件についても少年法で守られるのはおかしいのではないかといった意図から、否定派の意見に繋がると考えられる。

肯定的な意見として、「未来のある少年の更生の可能性に期待し、更生支援を行うべきである」「非行少年は家庭環境や地域環境などに恵まれず、犯罪に走ってしまう場合が考えられるため、環境調整によって更生しやすいのではないか」といった意見が挙げられる。

少年は精神的にも成熟しておらず、人格形成の途上にあるため、矯正教育が大人に比べて効果的であるといった理由や、少年は未熟であり、コミュニティも狭いため自身で環境を選ぶことが難しく、非行に走ってしまった可能性があるといった意見から、肯定派の意見に繋がると考えられる。弁護士の田沢剛先生は、「そもそも少年法は必要なのか、という問いに対しては、必要と考えます。少年は、将来において社会を担っていく大人になるための生育途上にあるものです。そのような生育教育して途上にある少年が過ちを犯したからといって、これに刑事罰を科すことは、少年をきちんと教育していない保護者を含めた大人が負うべき責任を教育を受けるべき少年に押し付けることになるからです。」と、少年法の必要性について述べている。¹

3 少年非行及び少年法についての理解と実態

では、実際の少年非行、及び少年法についての理解と実態についてはどうなのか。

2015年に内閣府が公表した、「少年非行に関する世論調査」の結果を示したデータでは「あなたの実感として、5年前と比べて、少年による重大な事件が増えていると思いますか？」という問いに対し、「かなり増えた」「ある程度増えている」と感じる人は78.6%と、約8割が少年による重大事件が増えていると回答している。²しかし、少年による重大事件は、実際には2011年に戦後最少を記録し、以降毎年記録の更新が続いている。この記録は、日本での少子高齢化の現状を踏まえても、大幅な減少であるといえる。このような理解と実態の違いが、「少年法はいらない」といった否定的な意見に繋がるのではないかと私は考える。また、少年法の「刑罰が軽い」といった部分のみが注目されている可能性も考えられる。神戸連続児童殺傷事件が少年法改正の契機となり、2022年4月に改正少年法が施行されたが、「このような少年法の改正の動きを知っていたか」という問いに対し、39.6%が「知らなかった」と回答していることが、日本財団が行った少年法改正の意識調査からも明らかになっている。³実際の調査からみても、少年法について詳しく知らない、法にあまり触れたことのない人が、少年法の「少年の健全育成」という趣旨を知らず、更生を手厚くする必要性についての理解がない可能性や、前述のようにニュース等で大きく取り上げられる少年犯罪は凶悪なものが多いため、目に付きやすく、刑罰が軽いといった部分が注目されてしまっていると考えられる。

4 元少年の事例

未来ある少年の更生に期待し、更生支援を行うべきであるという肯定派の意見があることを1

¹ 【少年法って本当に必要なの？…7人の弁護士に聞いてみました
<<https://lmedia.jp/2015/03/26/62921/>>(2023年1月18日閲覧)(2015年3月26日掲載)】

² 【日経 XTREND—少年非行は増えている？データで世界を正しく見る(1)
<<https://xtrend.nikkei.com/atcl/contents/watch/00013/00234/>>(2023年1月19日閲覧)(2019年2月12日掲載)】

³ 【nippon.com—少年法改正、当事者世代は「なんとなく知っている」だけ—日本財団・18歳意識調査：実名報道解禁43%が賛成<<https://www.nippon.com/ja/japan-data/h01008/>>(2023年1月19日閲覧)(2021年4月27日掲載)】

章で述べたが、実際に支援によって少年の更生に期待できるのだろうか。

日本弁護士連合会は、立ち直った元少年たちについての事例を取り上げている。18歳のとき、覚せい剤で逮捕されたN.Sさんは、少年院を仮退院中の再犯だった。審判で試験観察となり、調査官の監督の下で、社会生活を送ることになったN.Sさんは、「あの時少年法の適応がなかったら、私は刑務所行きか、執行猶予など、何の支援も得られずに社会で暮らしていたと思います。罰を与えられるのではなく、放置されるのでもなく、試験観察という形で調査官が私に向き合ってくれたことは、とても大きかったと思っています。18・19歳は身体だけ大人で心は子どもだと思っています。考える時間、自分を見つめなおす時間、心を満たす時間があったことがよかった。自分のことを振り返るとき、私にはあの時の審判があったから今の自分があるのだと思います。」と述べている。N.Sさんは現在、児童保育にて勤務されている。⁴刑罰を与えるのではなく、更生支援を行うことで、社会復帰を目指すことの一步に繋がるのがうかがえる。

5 実際の少年院での取り組み

実際に、少年院ではどのような取り組みを行っているのだろうか。

多摩少年院では、個々の在院者も特性等に応じた指導を行っている。在院者との面接や保護者の意向を考慮し、また家庭裁判所における調査結果や少年鑑別所における鑑別結果をもとに、個人別矯正計画を策定し、少年の成長発達を促しつつ、一人一人が抱える問題や事情に配慮した指導を行っている。具体的な処遇として、被害者心理理解指導、進路指導、就労や修学に向けた指導及び支援の他に、日常生活指導や集団行動訓練、食育などの基本的な生活訓練等幅広い支援を行っている。⁵これらの細かく分けられたカリキュラムからも、少年個人の事情を考慮し、円滑な社会復帰に向けて一人一人に寄り添った支援が行われていることが理解できる。

6 おわりに

データ等から、少年法について、少年の健全育成を目的としているということはあまり理解されず、少年犯罪の内容ばかりに目を取られてしまい、少年法が単なる少年の罪を軽くする為の法律と認識されていると感じた。

少年法について広く理解してもらうためには、SNSの活用が有効であると思う。SNSの使用が当たり前になりつつある現代社会において、デジタルニュース等で少年法を取り上げることによって、手軽に少年法について理解することが出来るからである。

また少年法は、「まだ子どもだから」という理由で少年犯罪に対する罪を軽くし、また罪を帳消しするために作られたものではない。精神や人格形成の途上にある少年にとって、未来ある少年に矯正教育を行うことは将来の少年の社会復帰のチャンスになると考えるため、少年法は必要であ

⁴【日本弁護士連合会一少年法の適応年齢引き下げを語る前に
<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/shonen_nenrei_hikisage_pam_201706.pdf>(2023年1月19日閲覧)】

⁵【柿崎伸二一少年院における業務の概要
<<https://www.moj.go.jp/content/001235000.pdf>>(2023年1月19日閲覧)】

ると私は考える。また、前述の通り少年は未熟であるが故にコミュニティが狭く、家庭環境や地域環境が原因で非行に走る可能性も踏まえると、矯正教育による更生の余地は十分にあるのではないだろうか。

一方で、少年全員が矯正教育によって更生をすることができるわけではないことも確かであり、またあまりにも凶悪な事件である場合、被害者家族や事件の重大さの面から考慮してもある程度の刑罰も必要もあると感じる。

少年法には賛成であるものの、被害者家族の心情等も考慮しつつ、少年法の見直しと更生支援対策の充実を図るべきであると私は考える。